

訪問介護報酬の引き下げ中止を求める意見書（案）

訪問介護の基本報酬について身体介護、生活援助、通院乗降介助のすべてにわたって2～3%の引き下げ案が出されています。

「介護事業経営実態調査」結果において訪問介護の収支差率が7.8%と高かったことが理由とされていますが、事業規模・形態によって収支差率には相当なばらつきがあり、7.8%はあくまでも平均値にすぎません。

ヘルパーを確保できず、人件費の低下によって見かけ上「黒字」となっている実態もあります。さらに小規模事業所では回答すること自体が困難であり、こうした事業所の経営実態が反映されていない可能性があります。この調査の結果をもって基本報酬引き下げの判断材料とすることは妥当ではありません。

新たな処遇改善加算は、2.1%の積み増しにとどまっており、仮に最上位の加算を算定しても収益全体がマイナスとなります。利用者に必要な訪問介護サービスを確実に届けられるよう安定的な事業運営を実現するためには基本報酬の底上げが不可欠です。

ヘルパーの不足、高齢化は年々深刻化しており、2022年のヘルパーの有効求人倍率は15倍を超え、70代、80代のヘルパーの割合が増えています。2023年の訪問介護事業所の倒産件数は過去最多となりました。小規模事業所が多数を占め、人員不足が主な原因とされています。このままでは個々の事業所の存続はおろか、訪問介護事業そのものが崩壊してしまうことになりかねません。

訪問介護は、自宅での生活を総合的、継続的に支える介護保険の基本的サービスです。訪問介護がなくなれば、深刻な「介護難民」「介護離職」が確実に広がります。日々の生活の確立なくして訪問診療、訪問看護などの医療系サービスも成り立ちません。訪問介護事業に重大な困難をもたらす基本報酬の削減は、住み慣れた地域で安心して住み続けることをめざす地域包括ケア構想に逆行するものです。訪問介護の基本報酬の引き下げを中止し、引き上げを図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年3月 日

（日本共産党）